

ギャンブル等依存症対策基本法案に対する修正案

ギャンブル等依存症対策基本法案の一部を次のように修正する。

目次中「第二十三条」を「第二十四条」に、「第二十四条—第三十六条」を「第二十五条—第三十七条」に改める。

第二条中「第七条」の下に「及び第二十二条」を加える。

第三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 ギャンブル等依存症の背景には社会的な要因もあることを踏まえ、社会的な取組として実施されると。

第七条中「及び第三十三条第二項」を「、第二十四条及び第三十四条第二項」に改める。

第十五条に後段として次のように加える。

この場合においては、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に関する科学的知見を踏まえつつ、予防的な取組方法を活用するものとする。

第二十二条中「調査研究」の下に「（ギャンブル等の実施に際して用いられる映像、音響等がギャンブル

等依存症の発症、進行及び再発に及ぼす影響に関する調査研究を含む。」を加える。

第三十六条を第三十七条とし、第三十三条から第三十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十二条中「第二十五条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条を第三十三条とし、第二十四条から第三十一条までを一条ずつ繰り下げる。第三章中第二十三条の次に次の二条を加える。

（関係事業者に拠出を求めるための仕組みについての調査研究等）

第二十四条 政府は、ギャンブル等依存症対策に要する費用の一部に充てるため関係事業者に金銭の拠出を求めるための仕組みについて、諸外国における動向を含めて調査研究を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。